



特例算定を認めた障害者雇用分科会

障害者雇用

短時間勤務を特例算定

厚労省「本人の希望が条件」

厚生労働省は4月27日、障害者雇用促進法に基づき企業などに義務付けている法定雇用率に関連し、週の労働時間が10〜20時間未満の障害者を1人雇用した場合の実績を0.5人として算定する方針を固めた。特例として扱い、算定できる期限は設けない。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会（座長＝山川隆一・東京大大学院教授）でこの特例の案を示し、了承された。厚労省は6月中に議論をまとめ、法改正に臨む。短時間であれば働ける人の就業機会を広げる。

このほか、同日の分科会では法定雇用率を達成した企業に払う調整金の支給を抑制し、浮いた財源を中小企業の障害者雇用支援に充てる方針を表明。「障害者雇用の数よりも質を重視する」とした。

体調が安定しにくい精神障害者のほか、重度身体障害者、重度知的障害者に限って算定を認める。企業側の都合でこの特例を強いられないよう、障害者本人が望んでいること、

ハローワークのアクセスメントや医師の意見書で週20時間以上の労働が困難と確認することが条件とする。

現在では雇用してもその企業の実績にならない。今後、特例が適用されると、就労系の障害福祉サービスを利用する人が、空いた時間で雇用されて働く「雇用と福祉の併用」に弾みがつく。

（福田敏克）